

ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するボイラー検査証又は第一種圧力容器検査証に係るボイラー又は第一種圧力容器について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有する）とが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第二及び第三において同じ。）のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、ボイラー及び圧力容器安全規則第三十七条第一項又は第七十二条に規定する有効期間（同令第三十七条第二項、第三十八条第二項又は第七十三条第二項の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該ボイラー検査証又は第一種圧力容器検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができることとする。

第二 クレーン等安全規則の一部改正

令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するクレーン検査証、移動式クレーン検査証、デリック検

査証又はエレベーター検査証に係るクレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターについて、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、クレーン等安全規則第十条、第六十条第一項、第百条又は第百四十四条に規定する有効期間（同令第四十三条、第六十条第二項、第八十四条、第二百二十八条又は第百六十二条の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該クレーン検査証、移動式クレーン検査証、デリック検査証又はエレベーター検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができることとする。

第三 ゴンドラ安全規則の一部改正

令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するゴンドラ検査証に係るゴンドラについて、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、ゴンドラ安全規則第九条第一項に規定する有効期間（同条第二項又は同令第二十七条の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該ゴンドラ検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができることとする。

と。

第四 施行期日

この省令は、公布の日から施行することとする。